

# 研究開発・成果利用事業計画の認定要件

(基本方針において規定)

## ☆認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要

- ①【事業主体】 研究開発及びその成果の利用に様々な知見を活用する観点から、業種、事業規模等について特段の制限を設けない  
(例) 農林漁業者(個人・法人)、民間事業者等 ※任意組織も可。
- ②【事業内容】 次のいずれかを行うこと
  - ア) 農林水産物等の生産等又は販売の高度化に資する研究開発  
(農林水産物等の生産等又は販売について、効率性及びコストの面で一定程度の改善が図られること)
  - イ) 新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発  
(新商品の生産又は販売について、効率性及びコストの面で一定程度の改善が図られること)
  - ウ) ア又はイの研究開発の成果の利用  
(現場に即した利用体系の確立、事業化等を促進し、将来において農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に貢献する取組)
- ③【計画期間】 5年以内(新品種の育成を行う事業に関する計画にあつては、10年以内)